

第57号議案

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、人事行政の運営の状況の公表に関し、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

春日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。